

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000063号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000041号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成19年6月8日

請求期間①から③までについては、A社から18万円くらいの賞与をもらったが、厚生年金保険の記録では、それぞれ33万3,000円、29万円、29万3,000円と実際の額より高い標準賞与額となっている。

請求期間④については、同社から賞与をもらっていないのに、厚生年金保険の記録では19万6,000円の標準賞与額が記録されている。これについては、同社を平成18年5月末で退社したと思うが、同社の担当者若しくは営業担当者が有給消化で入金したのか定かではない。

請求期間⑤については、B社から5万円の賞与をもらったが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額が6万円として記録されている。

いずれの期間も、年金の給付額が下がるような標準賞与額の訂正は望まないが、調査の上、記録されている標準賞与額と実際に支給された賞与との差額を支給してほしい。

また、A社では、同社を退職した際に退職金をもらっていないので、支給してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法(以下「法」という。)第28条の2第1項には、法第28条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる」と規定されている。

特定厚生年金保険原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、厚生年金保険法施行規則第 11 条の 2 に、i) 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別、賞与の支払年月日並びに保険給付に関する事項、ii) 離婚時みなし被保険者期間並びに離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項、iii) 被扶養配偶者みなし被保険者期間並びに被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び保険給付に関する事項とする旨規定されている。

本件訂正請求において、請求者は、厚生年金保険原簿に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、現在記録されている標準賞与額と実際に支給されたとする賞与額との差額並びに未支給であったとする賞与及び退職金を支給してほしいと主張しており、訂正請求をすることができない事項について訂正を求めている。

よって、本件訂正請求は法第 28 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。